○津山圏域衛生処理組合の財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例

平成２８年2月２３日

津山圏域衛生処理組合条例第１号

（趣旨）

第１条　津山圏域衛生処理組合の財産の交換・譲与・無償貸付等に関しては，この条例に定めるところによる。

（準用）

第２条　財産の交換・譲与・無償貸付等に関しては，津山市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例（昭和３９年津山市条例第７号）を準用する。

付　　則

この条例は，公布の日から施行する。